



芦 都 計 第 5 1 5 号
平 成 2 9 年 1 2 月 5 日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎 様
芦屋市監査委員 重 村 啓二郎 様

芦屋市長 山 中 健



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成29年12月5日付け芦監報第16号で報告のありました定期監査(事務監査)の結果に基づき、都市建設部において別紙のとおり措置を講じました。

以 上

監査結果報告に対する措置について

【都市整備課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 東芦屋まちづくり協議会補助金及びJR芦屋駅南地区まちづくり協議会補助金について、芦屋市まちづくり助成要綱(以下「要綱」という。)に定められた助成金の交付及び事業実績報告確認等の手続が遵守されていない。</p> <p>また、要綱第3条第3項の規定では、助成できる期間は、特別のある場合を除き5年間を限度とすると定められているところ、東芦屋まちづくり協議会に対しては平成5年度から23年間に渡り、また、JR芦屋駅南地区まちづくり協議会に対しては平成10年度から18年間に渡り助成金が交付されているが、これまで、助成金の交付を続けるべき特別の事情が存在するのかの検討がなされた経緯が確認できない。特に、東芦屋まちづくり協議会については同協議会が助成金の交付をなすべき団体としての適格を有しているかを実質的に判断する必要がある。また、東芦屋まちづくり協議会補助金については、交付した助成金の用途について、領収書での確認が一部なされていないため、必ず実施すべきである。</p> <p>以上から、要綱に定める助成の本来の趣旨、目的及び手続等を改めて確認の上、適切な対応とするよう改められたい。</p>	<p>(1) 東芦屋まちづくり協議会及びJR芦屋駅南地区まちづくり協議会への補助金について、芦屋市まちづくり助成要綱に基づき手続を行うよう改めます。</p> <p>また、助成金の交付を続けるべき特別の事情、助成金の交付をなすべき団体としての適格性については、要綱に定める助成の本来の趣旨、目的等を改めて確認の上、適切に対応します。</p>

監査結果報告に対する措置について

【住宅課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 兵庫県公社住宅（芦屋市管理受託物件）管理業務について、その委託契約書第10条第1項に「受託者は委託業務を完了したときは遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。」とあるが、業務完了報告書が提出されていない。その他の委託契約においても業務完了報告書が提出されていないケースが散見されたので、今後は契約書どおり業務完了報告書を徴取するよう改められたい。</p>	<p>(1) 平成29年度より、契約書に基づき遅滞なく提出を求める業務完了報告書について、提出させるよう改めます。</p>
<p>(2) 芦屋市特定優良賃貸住宅入居促進業務について、その委託契約書第6条に「受託者は、第3条に掲げる業務について、その活動状況を適宜、委託者に報告するものとする。」とあるが、報告書が提出されていないので、今後は契約書どおり報告書を徴取するよう改められたい。</p>	<p>(2) 平成29年度より、契約書に基づき適宜提出を求める報告書について、提出させるよう改めます。</p>